

# 令和7年度フランスからの福利厚生旅行誘致促進委託業務 業 務 仕 様 書

## 1 業務の目的

フランス企業等の福利厚生旅行は旅行費用に対して国からの補助があることから、比較的安価で旅行することができ、旅先での観光消費額が高いと言われている。またツアーの催行率が高い特徴があり、一度造成されると複数年にわたる継続したツアーの催行が期待できるなど複数のメリットがある。

本業務ではフランス現地での観光セミナーや、ファムトリップといったプロモーションを実施し、三重県を行程に含むフランス企業等の福利厚生旅行のさらなる誘致を目的とする。

## 2 契約期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

## 3 業務内容

### （1）フランス現地における観光セミナーの実施

フランス市場において比較的高い観光消費額を期待でき、かつ継続したツアーの催行が見込めるフランス企業等の福利厚生旅行の誘致を目的として、ツアー造成に効果的である関係者を対象に三重県ならではの魅力ある自然や歴史・文化、体験コンテンツ等を紹介する観光セミナーを実施すること。

- 開催場所はフランス現地とし、観光セミナーを1回以上実施すること。
- 観光セミナーには、少なくともフランス企業等の福利厚生旅行催行決定権者等を8名以上参加させること。
- 観光セミナーでは三重県を紹介するプレゼンテーションの時間を設けるとともに、その際に使用するプレゼンテーション資料等を作成すること。
- プログラム、会場レイアウト、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本等を作成し、必要に応じて日仏語訳を実施すること。
- 観光セミナーの開催に適した会場を確保するとともに司会、受付等の運営スタッフ、備品（パソコン、プロジェクター、カメラ等）等の手配を行うこと。なお、司会及びプレゼンテーションは、フランス語で実施すること。
- 三重県への誘客促進を目的に観光セミナー内では三重県産の食品や工芸品等、三重県を想起できるものを提供すること。
- 観光セミナー参加者に対し、セミナーの評価や改善点等を把握するためのアンケートを実施し、結果を取りまとめて三重県に提出すること。

### （2）ファムトリップの実施

（1）の参加者を含めた三重県を行程に含むツアーの催行に意欲的な関係者を対象としたファムトリップを実施し、三重県に滞在・周遊するツアーの造成・販売・催行を働きかけること。

- ファムトリップはフランス企業等の福利厚生旅行催行決定権者等を3社（3名）以上選定し、招請すること。なお、最終的な被招請者は、三重県と協議して決定するものとする。
- ファムトリップは（1）で作成するプレゼンテーション資料に記載する観光コンテンツ等を基にして行程を組み、3泊4日程度で実施すること。
- ファムトリップには受託者と全国通訳案内士相当の技能がある者が同行し、行程管理等を行うこと。
- ファムトリップ中、受託者は被招請者から適宜意見を聴取するとともに、ファムトリップ実施後に被招請者に対してアンケートを実施し、問題点や改善点の把握に努めること。また、被招請者の意見・感想等を取りまとめて三重県に提出すること。なお、アンケート項目・内容は、事前に三重県と協議したうえで最終決定するものとする。
- 取りまとめたアンケート結果を各コンテンツ提供者へフィードバックし、各コンテンツ提供者がコンテンツの改善に努められるようにすること。
- 招請者に対し、旅行商品の造成や販売に繋がるよう働きかけること。

### （3）その他

- （1）、（2）以外に効果的であると考えられる取組があれば、予算の範囲内で実施すること。
- 10月末と事業終了時にその時点での市場動向や本事業の実施結果等をふまえ、今後のフランス企業等における福利厚生旅行誘致に向けた取組の示唆や三重県への送客状況等を報告すること。

## 4 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに下記の提出物を電子データで提出すること。

### （1）報告書記載事項

- ア 上記「3 業務内容」（1）から（3）の実施内容・成果
- イ その他、監督職員が指示したもの

（2）納品期限 令和8年3月19日（木）

（3）納品場所 三重県観光部海外誘客課

## 5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 6 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

## 7 その他

### （1）業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

## (2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとする。

## (3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

## (4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL 形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

## (5) 障がい理由とする差別の解消と推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

## (6) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟又は調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

## (7) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品等を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

（ア）成果品を侵害のないものに改変すること。

（イ）三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

## （8）留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

（ウ）委託者に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ウ 受託者がイの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 8 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県観光部海外誘客課 担当 赤塚、猪俣

電話：059-224-2974

ファクシミリ：059-224-2801

Email：inbound@pref.mie.lg.jp

以 上